

別表 4

工事に係る競争入札参加資格者格付け審査基準

建設工事請負契約についての競争入札参加者の格付け及び格付けのための評定数値については、この基準の定めるところによるものとする。

第1 建設工事に係る競争入札参加資格格付けのための審査

1 格付けに係る審査項目及び基準

(1) 客観的要素の審査項目及び基準

客観的要素の審査項目及び基準は、平成20年1月31日国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところによるものとし、当該審査項目及び基準に基づき、客観的要素の評定数値を算出するものとする。

(2) 技術・社会的要素の審査項目及び基準

ア 技術・社会的要素の審査項目は次の項目とする。

(ア) 工事施行成績（遠別町請負工事施行成績評定要領第4の規定により評定した工事施行成績を言う。）

(イ) 通年雇用対策

(ウ) 社会貢献

(エ) 新分野進出

(オ) 品質向上への努力

(カ) 環境対策への努力

イ 工事施行成績の審査基準

前年及び前々年に施行した、審査申請工事種類に係る工事施行成績評定点の平均値を、次の算式によって計算した数値を評定数値とする。

なお、工事施行成績評定結果がないものは、評定数値を0点とする。

算式：評定数値＝ $G \times (a - b)$

a：審査申請工事種類の工事施行成績の平均値

b：成績評定原点数値（建築工事、電気工事及び管工事は65とし、その他は70とする。）

G：反映係数（建築工事、電気工事及び管工事は3とし、その他は4とする。）

工事施行成績の平均値に小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てる。

又、評定数値の下限值は0点とする。

ウ 通年雇用対策の審査基準

「季節労働者通年雇用化申告制度について」（平成16年12月10日雇対第902号）による評価を受け申告したものについては3点を付与する。

エ 社会貢献の審査基準

「社会貢献申告要領の制定について」（平成16年12月10日建情第1010号）により申告したものについては3点を付与する。

オ 新分野進出の審査基準

「新分野進出申告要領の制定について」（平成16年12月10日建情第1011号。以下「新分野要領」という。）により申告したものについては次の各項目に定める点数を付与することができる。ただし、当該各項目による付与する点数の合計は10点を上限とする。

(ア) 新分野要領2(1)に該当する新分野進出の場合 10点

(イ) 新分野要領2(2)に該当する新分野進出の場合 6点

カ 品質向上への努力の審査基準

審査基準日において、財団法人日本適合性認定協会（JAB）に認定されている審査登録機関又は国際認定フォーラム（IAF）における国際総合承認協定（MLA）を締結している認定機関が認定した審査登録機関からISO9001認証を取得しているものは3点付与する。

キ 環境対策への努力の審査基準

審査基準日において、財団法人日本適合性認定協会（JAB）に認定されている審査登録機関又は国際認定フォーラム（IAF）における国際総合承認協定（MLA）を締結している認定機関が認定した審査登録機関からISO14001認証を取得しているものは3点付与する。

ク 申請者は前期ウからキについては、技術・社会的要素評価申告書（別記様式1、2）により申請することとする。

(3) 技術・社会的要素の評定数値

技術・社会的要素の評定数値は、技術・社会的要素に係る各審査項目の評定数値と付与点数の和とする。

2 総合評定数値

建設工事に係る競争入札参加資格格付けのための総合評定数値は、客観的要素の評定数値と技術・社会的要素の評定数値との和とする。

第2 共同企業体に係る審査

1 一般的適正

(1) 共同企業体が資格者になろうとするときは、当該共同企業体の構成員のすべてが同一業種についての資格者であること。ただし、特別の事情がある場合は、異なる業種の資格者を構成員とすることが出来る。

(2) その他町長が定める共同企業体としての要件を満たすものであること。

2 審査方法

(1) 建設工事の場合における客観的要素の審査は、次により行うこと。

ア 共同企業体の経営規模は、当該共同企業体の構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの和とする。

イ 共同企業体の経営状況は、当該共同企業体の構成員の経営状況の評点の平均値による。

ウ 共同企業体の技術力は、当該共同企業体の構成員の技術職員数値の和とする。

エ 共同企業体のその他の審査項目（社会性等）は、当該共同企業体の構成員のその他の審査項目の評点の平均値による。

(2) 建設工事の場合における技術・社会的要素の審査は、当該共同企業体の構成員の工事施行成績に係る評定数値の平均値により行うこと。

3 調整

建設工事の場合における共同企業体の格付けは、当該共同企業体の結合の度合い及び能力の適合性を勘案の上、評定数値の20パーセントの範囲内において、構成員のうち最上位に格付けされている等級の直近上位等級になるよう調整することが出来る。

第3 協同組合に係る審査

1 一般的適正

(1) 営業（経験又は従事）年数が、資格者たる要件を具備するものであること。ただし、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき又は協業組合及び中小企業等協同組合のうち企業組合にあっては設立の際に資格者であった者が構成員の過半数を占めているときは、営業（経験又は従事）年数の要件を要しないものとする。

(2) 当該組合が受注及び履行管理を行うのに必要な職員（その履行に関し技術的管理を必要とするものには、技術職員を含む。）を確保していること。

2 審査方法

(1) 建設工事の場合における客観的要素の審査は、当該組合について算出した数値と当該組合の組合員（上位2分の1以内の資格者又は申請者たる組合員をいい、端数の生じるときは切り捨てる。）ごとに算出されたものの平均値の、いずれか有利な数値を使用すること。

(2) 建設工事の場合における技術・社会的要素の審査は、当該組合を一つの単位として算出すること。

(3) 建設工事に係るもの以外の場合における契約実績、自己資本額、従業員（職員）数、営業（経験又は従事）年数等は、それぞれ当該組合の契約実績、自己資本額、従業員（職員）数、営業（経験又は従事）年数等によること。

3 調整

建設工事の場合における協同組合等の格付けは、当該組合における組合員の結合の度合い及び能力の適正等を勘案の上、評定数値の20パーセントの範囲内において、直近上位等級になるよう調整することができる。